

松戸市農業委員会総会議事録

令和 3 年 9 月 1 0 日

令和3年松戸市農業委員会9月総会議事録

松戸市農業委員会会長椿 唯司は令和3年9月10日午後3時00分松戸市農業委員会総会を松戸市役所新館7階大会議室に招集した。

1. 出席委員

1番	加藤一郎	2番	加藤正芳
3番	齋藤香	5番	山室一美
6番	山口輝雄	7番	岩佐忠夫
8番	椿唯司	9番	鈴木栄一
10番	渡邊洋子	11番	湯浅孝一
12番	杉浦昌平	13番	松戸英樹
14番	杉浦勇司	15番	渡邊慶弘

1. 欠席委員

明・矢切区域	戸張嘉宣	明・矢切区域	平川正俊
東部区域	湯浅雅之	常盤平・五香区域	小暮俊
常盤平・五香区域	山崎唯司	馬橋・小金区域	横山定勝
馬橋・小金区域	湯浅清		

1. 事務局出席職員

事務局長	岡野衛	事務局長補	佐 榊孝弘
主幹兼係	古山和幸	主幹兼係	武井博子

開会 午後 3時00分

議 長 定刻となりましたので、ただいまより令和3年9月総会を開催いたします。

本日の出席委員は、農業委員が14名でございます。したがって、松戸市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議が成立しております。

◎議事録署名委員の選任

議 長 議案提出の前に、松戸市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。

議席番号3番、齋藤香委員、議席番号5番、山室一美委員の両委員を指名いたします。

よろしく願いいたします。

続きまして、事務局に本日の傍聴人について報告を求めます。

事務局 本日の傍聴の申出についてご報告します。

傍聴の申出はございませんでした。

議 長 事務局からの報告のとおり、傍聴の申出はありませんので、早速議事に入ります。

◎議案の提出

議 長 本日の議案は、第1号から第2号となっております。

なお、報告事項につきましては、第1号から第8号となっておりますので、審議終了後、事務局より報告をお願いいたします。

◎議案第1号

議 長 それでは、議案第1号の1番 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

説明をお願いいたします。

第2審査会第1審査班座長 議席番号14番、杉浦勇司です。

去る9月1日水曜日、議案第1号、2号の審査のため、第2審査会第1審査班が招集され、審査会の座長を私が担当しましたので、ご報告いたします。

当日は、鈴木榮一第2審査会会長をはじめ、山室一美農業委員、湯浅雅之推進委員、小暮俊推進委員と私の5名により、現地調査の上、詳細に審議をしましたので、その概要及び審査会の審査結果についてご説明いたします。

なお、審査に当たり、申請理由等を再確認するため申請者及び関係人をお呼びし聴取した内容を基に、慎重なる審議を行ったものであることをご報告いたします。

それでは、議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請の1番についてご説明します。議案書の1ページ、議案参考資料については1ページから7ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の1ページのところでございます。

申請理由は、近隣住人及び個人事業主から貸駐車場が必要との要望があったためです。

施設の概要については、車両24台分の貸駐車場です。

整地については、全面砕石敷きとします。

排水については、雨水のみで自然浸透です。

被害防除については、周囲は1メートルのネットフェンスと0.3メートルの砂利止め用柵渠板を設置し、砂利の流出を防ぎます。

審査会では、現地調査の結果、既に貸車両置場として16台分が造成されておりました。この行為に対し、農地法違反であることを指摘しました。この農地法違反について、審査会として始末書の提出を求め、その内容を確認後、最終的な意見決定を行うこととしました。

審査会終了後、申請者より始末書の提出があり、申請者の父が当該申請地を20年以上前に造成し貸駐車場として使用を始めておりました。駐車場のまま相続をしましたが、そのときは農地法の手続が済んでいると思っていました。今回、駐車場の拡大の際に農地法の手続をしていないことが分かりました。農地法の許可を得ず無断使用しておりましたことは、誠に申し訳ありません。今後このようなことのないよう十分留意しますとの内容でした。

費用については、全額自己資金で賄うとのことから、残高証明書を確認いたしました。

他法令については、該当する法律はございません。

申請地は市街化調整区域のため、簡易な建物でも都市計画法上の手続が必要であることを説明し、理解されたところでございます。

農地区分については、申請地は上水道管、ガス管の2種類が埋設された幅員4メートル以上の道路の沿道の区域であり、おおむね500メートル以内に2か所以上の公共施設があることから、第3種農地と判断いたしました。

以上、議案第1号の1番について説明いたしました。審査会では現地調査、慎重審議の

結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第3種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 ただいま杉浦勇司座長より申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。審査会意見は、許可相当とのことでございます。農業委員の皆さん、発言をお願いいたします。はい、加藤正芳委員。

加藤（正）委員 議席番号2番、加藤正芳です。

座長の説明でよく分かりました。賛成したいと思います。お諮り願います。

議 長 ただいま加藤委員より、審査会意見に賛成とのことでございます。ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 ご意見がないようであります。

審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手全員）

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の1番につきましては、許可相当との意見を付して県知事宛てに送付することに決定をいたしました。

◎議案第2号

議 長 続きまして、議案第2号の1番 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

審査会座長よろしくお願いいたします。

第2審査会第1審査班座長 それでは、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の1番についてご説明します。

議案書の3ページ、議案参考資料については9ページから13ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の9ページのところでございます。

権利の形態は、売買に伴う所有権の移転です。

申請理由は、申請者は建設シート、物流資材、建築資材などの製造、輸入、販売、卸ほか

を請け負っております。このたび、市内にある既存の資材置場に自社で使用する建設工事の新規事業の資材を置き、事業をスタートさせることとしました。これに伴い、この既存の資材置場に置いてあった製造、輸入、販売、卸、中古販売で使う資材を申請地に置き、また、業務の効率を考え、市外に借り受けている既存の2か所の資材置場を撤退させ、申請地に集約するために申請地を取得し資材置場用地として利用するためです。

施設の概要については、建設用足場材などの建築資材を置く資材置場です。

整地については、全面砕石敷きとし、申請地の中にある水路は1.5メートル掛ける3メートルの鉄板敷きとします。

排水については、雨水のみで自然浸透です。

被害防除については、周囲は2メートルの安全鋼板、入り口部分はアコーディオン門扉を設置します。

審査会では、隣接する道路との高低差について申請地のほうが低く、事業計画書には盛土をしないと記載があることから各委員より疑問の声があったため、この盛土について質問したところ、事業計画書のとおり盛土はしないと回答でしたが、もし盛土をするようであれば、事前に農業委員会に相談するよう伝え、理解を得たところです。また、資材を2メートル以上積まないこと、資材置場内では周囲に影響を及ぼす可能性のある油などを取り扱わないことを確認しました。

費用については、全額自己資金で賄うとのことから、残高証明書を確認いたしました。

他法令については、該当する法律はございません。

申請地は市街化調整区域のため、簡易な建物でも都市計画法上の手続が必要であることを説明し、理解されたところです。

農地区分については、申請地の農地からおおむね500メートル以内に住宅の用または事業の用に供する施設が連坦している区域が存在していること及びその農地の広がり10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断しました。

以上、議案第2号の1番について説明いたしましたが、審査会では現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第2種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしくご審議のほどお願いします。

議 長 だいたい杉浦勇司座長より申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可相当とのことでございます。

農業委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、湯浅孝一委員。

湯浅（孝）委員 議席番号11番、湯浅孝一です。

座長の説明でよく分かりました。審査会意見に賛成したいと思います。

議 長 ただいま湯浅委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 意見がないようでございます。

審査会報告のとおり許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手全員）

議 長 はい、ありがとうございます。

それでは、全会一致と認め、議案第2号の1番につきましては、許可相当との意見を付して県知事宛てに送付することに決定をいたしました。

◎報告事項

議 長 続きまして、報告事項に移ります。

事務局より報告をお願いいたします。

事務局 それでは、議案書5ページ報告事項1から、19ページ報告事項8についてご報告させていただきます。

まず、5ページ、報告事項1 農地法第3条の3第1項の規定による農地転用届出についてですが、相続による所有権移転により1件の届出を受理しました。なお、あっせんの希望はありませんでした。

次に、7ページから8ページ、報告事項2 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出についてですが、8ページの一番下の記載のとおり、7月分として田2件、2,118平方メートル、畑12件、2,264平方メートル、合計14件、4,382平方メートルの届出を受理しました。

次に、9ページから10ページ、報告事項3 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出についてですが、10ページに記載のとおり、田4件、769平方メートル、畑13件、4,711平方メートル、合計17件、5,480平方メートルの届出を受理しました。

次に、11ページ、報告事項4 競売買受適格者証明書の交付についてですが、記載のとおり2件の交付をしました。

次に、13ページ、報告事項5 農地の現況に係る照会に対する回答についてですが、法務局より照会があり、1件の非農地回答をしました。

次に、15ページ、報告事項6 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付についてですが、記載のとおり、相続税の納税猶予に関する適格者証明書3件、引き続き農業経営を行っている旨の証明書3件を交付しました。

次に、17ページ、報告事項7 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書の交付についてですが、記載のとおり、故障による買取申出が生じたため、1件の証明書を交付しました。

次に、19ページ、報告事項8 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書についてですが、記載のとおり、1件の証明取下げ願いを受理しました。

事務局からの報告事項は以上です。

◎閉 会

議 長 以上をもちまして、令和3年9月総会を終了いたします。

閉会 午後 3時20分